


所管部課	総務部 職員課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、行動計画の策定が求められたところである。</p> <p>このため、東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会（以下「委員会」という。）において、行動計画の策定について検討し、案を作成したので報告するものである。</p> <p>なお、行動計画については、各特定事業主（市議会議長、市教育委員会、市選挙管理委員会及び市代表監査委員）との連名にて策定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間（平成28年4月1日から平成32年3月31日） ・女性職員の活躍の推進に向けた数値目標 ・女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期 <p>(2) 施行日 平成28年3月31日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握、分析のうえ目標設定することにより、女性職員のより一層の活躍を推進することが可能となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成28年1月27日 行動計画策定に係る事前打合せ</p> <p>(2) 平成28年2月17日、3月18日 委員会の開催（全2回）</p> <p>(3) 平成28年3月25日 委員会より市長に対し、行動計画の案を報告</p> <p>(4) 平成28年3月29日 各特定事業主から、行動計画の案に対する意見が無い旨報告される。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>行動計画については、4年をめどに見直しを行う。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに策定の手続きを進めたい。 グループウェア等により職員に周知すると共に、市公式ホームページで公表したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。